

7. 相談

①住宅相談事業

問合せ：習志野市 住宅課

協力団体：千葉県建築士事務所協会

結露やカビといった住宅に関する悩み、増改築や維持補修についてのアドバイス、マンション大規模修繕計画に関する相談等、住宅・建築のことについて、建築士が相談に応じます。
※事前予約は不要です。直接会場へお越しください。

<日時>

毎月第1金曜日（祝日の場合は第2金曜日）

受付時間：午後4時30分から6時30分まで

<場所>

サンロード6階 市民相談室

習志野市津田沼5-12-12（京成津田沼駅ビル）

<相談員>

建築士（千葉県建築士事務所協会より派遣）

<費用>

無料

②住まいるダイヤル（電話相談窓口）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「住まいるダイヤル（電話相談窓口）」は、国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口として、一級建築士の資格を持ち住宅に関する広い知識を備えた相談員が、住宅についてのさまざまな相談を受け、専門的な見地からアドバイスしています。

問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎0570-016-100（ナビダイヤル）

※10時から17時まで（土日祝日、年末年始を除く）

ナビダイヤルの通話料は有料です。

ナビダイヤル以外に、☎03-3556-5147 もご利用いただけます。

③住宅修繕あっせん制度

問合せ：習志野市 産業振興課

家屋の修繕、改装、増改築、付帯設備や室内のバリアフリー修繕、耐震補強などをご希望で、どこの事業者にお問い合わせすればいいのかわからないとお困りの際は、習志野市産業振興課までご連絡ください。習志野市住宅相談連絡会を通じて、ご要望にお応えできる事業者を1社ご紹介いたします。

問合せ：習志野市役所 産業振興課 ☎047-453-7395

④空家等の有効活用等に関する相談

問合せ：習志野市 防犯安全課

(協力：千葉県宅地建物取引業協会東葉支部)

空き家を【売却したい】【解体したい】【リフォームしたい】などの要望をお持ちの所有者に対し、宅建協会の「空き家対策相談員」が相談に応じます。

- (1) 空家等の活用方法の提案
- (2) 賃貸、売買、適正管理等の取引動向
- (3) リフォーム、増改築、解体等の取引動向
- (4) 専門業種の紹介
- (5) その他相談内容に関する事項

<相談を希望する方へ>

相談を希望する方は、「空家等の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」(以下、「相談申込書」)に必要事項を記入して防犯安全課に提出してください。

相談申込書については、市ホームページからダウンロードしていただくか、習志野市役所防犯安全課まで御連絡ください。相談申込書をご提出いただいた数日後までに、宅建協会から連絡が入ります。

<提出方法>

直接窓口へ持参、郵送、FAXのいずれかになります。

郵 送：〒275-8601

千葉県習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所 防犯安全課 防犯係 宛

FAX：047-453-5578

問合せ：習志野市役所 防犯安全課 ☎047-407-3828